

令和6年11月28日

報道関係者 各位

令和6年度 一般会計補正予算（第7号）における専決処分について

標記の件について、令和6年度一般会計補正予算（第7号）の専決処分をいたしましたので、下記によりお知らせします。

記

1. 一般会計補正予算額

44,412千円（補正後の予算額：26,713,368千円）

2. 補正予算の内容

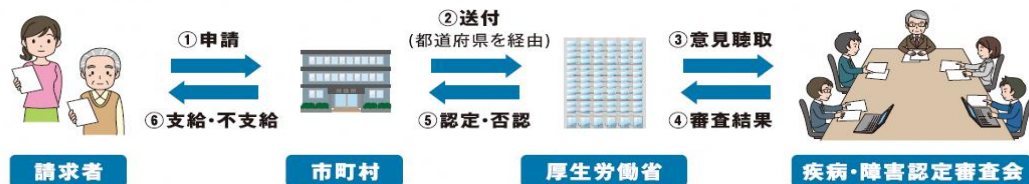
新型コロナウイルス予防接種後の副反応に対する健康被害に対し、死亡一時金等が予防接種法第15条第1項に基づき認定されたことから、本市が予防接種健康被害救済制度による給付を速やかに行うため、補正予算の専決処分を行うもの。

（補正予算の内訳） 新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費 ※全額国庫負担  
死亡一時金 44,200千円  
葬祭料 212千円

（専決処分日） 令和6年11月28日

（認定の概要） 対象者1名

厚生労働省認定日 令和6年11月5日



（事業担当課） 福祉保健部 保険健康課（保健センター）

未来へつなぐ島原らしさ 暮らし続けたい、訪れてみたい、魅力あふれるまち



（予算関係）  
担当：島原市 総務課 財政班 吉川  
電話：0957-62-8013（直通）  
E-mail：zaisei@city.shimabara.lg.jp

（事業関係）  
担当：島原市 保健センター 園田  
電話：0957-64-7713（直通）  
E-mail：hocen@city.shimabara.lg.jp